

「第20号の3様式」記載要領

所在地
本店の所在地を記載してください。 なお、2以上の市町村に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人が、長崎市内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等も併記してください。
法人名
法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。
代表者氏名
この申告の提出時における法人の代表権を有する者の氏名を記載してください。
予定申告税額 (2)
(1) 「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額①」の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とします。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
この申告により納付すべき法人税割額 (4)
この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
算定期間中において事務所等を有していた月数 (5)
この月数は暦に従って計算し1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。 なお、算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
「 円×⑤÷12」 (6)
均等割額に⑤の欄の月数を乗じて得た金額を12で除して得た金額を記載し、この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。 ※ 均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、長崎市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する場合、長崎市長に1通を提出してください。
- (3) 申告書には、代表者の記名をお願いします。

2 各欄の記載のしかた

金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に記載してください。

受付印	令和 年 月 日 (あて先)長崎市長 殿	法人番号 申告年月日
所在地 <small>(本店が支店等の場合は本店所在地を併記)</small>	事業種目	前期末現在の資本金の額又は出資金の額
法人名	前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	前期末現在の資本金等の額
代表者氏名	代表者氏名	前期末現在の資本金等の額
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの 事業年度又は連結事業年度分の 市町村民税の 予定申告書		
要 要		
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (⑧)の金額	①	十 百 千 円
予定申告税額 (① × 6 / 前事業年度又は前連結事業年度の月数)	②	0 0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	0 0
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④	0 0
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
円 × ⑤ / 12	⑥	十 百 千 円
この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥	⑦	0 0
長崎市内に所在する事務所、事業所又は寮等 長崎市の均等割の税率適用区分に用いる従業者数		
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
合 計		
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細	この申告の期間	前事業年度又は前連結事業年度の期間
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑩	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額
法人税割額	⑪	0 0
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑫	0 0
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬	0 0
外国の法人税等の額の控除額	⑭	0 0
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮	0 0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯	0 0
納付すべき法人税割額 ⑩-⑫-⑬-⑭-⑮	⑰	0 0
⑰のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱	0 0
差引法人税割額 ⑰-⑱	⑲	0 0
関与税理士 署 名	(電話)	

法人番号
平成28年1月1日以後に開始する事業年度分又は連結事業年度分の申告から、法人番号（13桁）を記載してください。
事業種目
事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。
前期末現在の資本金の額又は出資金の額
前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額（法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における、32の①の欄の金額）を記載してください。 なお、（）内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。
前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額
前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。 *「資本金の額」は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における、32の①の欄の金額を用います。 *「資本準備金の額」は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における、33の①の欄の金額を用います。
前期末現在の資本金等の額
次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除く）：法第292条第1項第4号の5口に定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除く）：法第292条第1項第4号の5ハに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社：政令第45条の5において準用する政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額 ※平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る「前期末現在の資本金等の額」については、次のとおり記載します。 (ア) 連結申告法人以外の法人：前事業年度の末日現在の法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額 (イ) 連結申告法人：前連結事業年度の末日現在の法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額
長崎市の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細 (9から18までの欄)
(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。 (2) ⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」の欄の金額を記載します。 (3) ⑰の欄は、⑨の欄の（）内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。 ※ 2以上の市町村に事務所等を有する法人の⑱の欄は、⑩の欄の金額に⑨の欄の（）外の金額に対する同欄の（）内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
この申告の期間
当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間を記載してください。
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額
2以上の市町村に事務所等を有する法人が、修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合に記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。

